

## **貸出増加支援資金供給等の新規実行分の扱いの決定に関する件（7月30・31日）**

本委員会は、令和6年7月30・31日の金融政策決定会合において、貸出増加支援資金供給等の新規実行分の扱いについて、下記のとおりとすることを決定した。

### 記

被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション、気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションについては、貸付利率を0.25%として実施する。貸出増加を支援するための資金供給については、変動金利貸付に変更のうえ、貸付利率を貸付期間中の補完当座預金制度の適用利率の平均値として実施する。